

最長 3 年間・最大 450 万円(賃借料)/最大 50 万円(改修費)

柳川市でオフィスを新たに運営、改修する費用を補助します！

オフィス立地促進 支援事業補助金

対象となる事業者

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業・広告業などでデジタルを活用する業種のもの



賃料補助金（最長3年間）

補助率 1/2 補助上限 150万円/年

- ・㎡単価の上限は1,000円/㎡
- ・共益費、消費税、駐車場費等は除く

補助の流れ



設置後
2か月以内

事前相談
オフィス開設

交付申請書の提出

交付決定通知

実績報告書の提出

額の確定通知

請求書の提出

補助金の支払い

毎年度4/20まで

交付申請書の提出

最終年度は最終月翌月末までに

実績報告書の提出

設置年度の
年度末（3月末）

設置年度の
2年目以降



柳川市

改修費補助金（1回のみ）

補助率 1/4 補助上限 50万円(1回のみ)

- ・川下りコース(名勝水郷柳河指定区域)沿い限定
- ・生活の用に供する部分は除く

補助の流れ



改修前
オフィス

事業完了から
1か月以内※

事前相談

交付申請書の提出

交付決定通知

改修の実施

実績報告書の提出

額の確定通知

請求書の提出

補助金の支払い

※事業完了1月以内
又は当該年度の
3/31のいずれか
早い日まで



柳川市

問い合わせ先

柳川市 産業経済部 企業誘致推進課

☎ 0944-77-8762

✉ yuuchi@city.yanagawa.lg.jp



主な補助要件（共通）

- ①市内にオフィスを新規に開設すること
- ②開設したオフィスでの事業継続が3年以上見込めること
- ③開設したオフィスで3名以上常時就労していること
- ④市税等に滞納が無いこと

※上記業種に該当し、すべての要件を満たすこと